

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 3 年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 3 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 3 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 10 議案第 2 号 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 11 議案第 3 号 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 4 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 5 号 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 6 号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 7 号 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 8 号 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 9 号 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 10 号 町道路線認定について
- 日程第 19 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 13 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 22 議案第 14 号 令和 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 議案第 15 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 16 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 認定第 1 号 令和 3 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 2 号 令和 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 3 号 令和 3 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 8 認定第 4 号 令和 3 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 5 号 令和 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 6 号 令和 3 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 7 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 2 一般質問
- 日程第 3 3 議案第 1 7 号 令和 4 年遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 4 認定第 1 号 令和 3 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 認定第 2 号 令和 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 認定第 3 号 令和 3 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 認定第 4 号 令和 3 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 認定第 5 号 令和 3 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 認定第 6 号 令和 3 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 認定第 7 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
（付託案件）（決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第 4 1 意見案第 1 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第 4 2 意見案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、
「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第 4 3 意見案第 3 号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書
- 日程第 4 4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 4 5 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

令和4年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月8日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 令和3年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和3年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和3年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 10 | 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 3号 | 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 4号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 5号 | 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 6号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 7号 | 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 8号 | 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 9号 | 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 10号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 19 | 議案第 11号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 20 | 議案第 12号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 21 | 議案第 13号 | 令和3年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 22 | 議案第 14号 | 令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 23 | 議案第 15号 | 令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第24 議案第16号 令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25 認定第1号 令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26 認定第2号 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
日程第27 認定第3号 令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
日程第28 認定第4号 令和3年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
日程第29 認定第5号 令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
日程第30 認定第6号 令和3年度遠軽町水道事業会計決算認定について
日程第31 認定第7号 令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
-

◎出席議員（15名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	13番	渡辺 清夏 君
	14番	今村 則康 君		

◎欠席議員（1名）

12番 佐藤 和徳 君

◎列席者

町 長 佐々木 修一 君 教育 長 河原 英男 君
代表監査委員 村瀬 光明 君

◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	ジオパーク推進課長	松村 愉文 君

保健福祉課長	岩井誠志君	住民生活課長	古賀伸次君
子育て支援課長	太田貴幸君	商工観光課長	長原裕一君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	白滝総合支所長	村上裕和君
白滝総合支所参事	小野寺悟君	会計管理者	奥山隆男君
教育部長	佐藤祐治君	総務課長	西聡君
監査委員事務局長	成中克也君	選挙管理委員会事務局長	堂前政好君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和4年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、12番佐藤議員より欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和4年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所参事等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第32までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山本議員、竹中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和4年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月5日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月14日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月10日及び11日は休日のため、9月12日及び13日は決算審査のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月12日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月14日までの7日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの7日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和4年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和4年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてですが、7月以降、道内をはじめ全国的に新規感染者数が増加に転じ、第7波と言われる感染がかつてない規模に拡大する中、道では8月10日にB.A.5対策強化宣言を行い、夏の感染拡大防止パッケージとして8月31日まで集中的に取組を展開しました。

また、最近の新規感染者数は減少傾向に転じたものの、病床使用率は高い水準で推移しており、いまだ減少は見通せない状況などから、引き続き対策強化宣言の下、医療の逼迫と感染の拡大を防ぐ取組を9月30日まで展開しております。

本町につきましては、道の発表による一週間の感染者数が7月中旬以降、急激に増加をしており、特に8月14日からの一週間の感染者数は188人と過去最多を更新し、予断を許さない状況が続いております。

私も8月10日に新型コロナウイルスに感染していることが判明したことから、保健所の指示により21日まで自宅療養を行いました。幸いにもコロナワクチンを接種していたこともあり、症状は軽症で、療養期間中は自宅において電話、メール等を通じて職員と連

絡を取り合い、職務を遂行したところであります。町民の皆さんをはじめ、関係者の皆様には御心配をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

町といたしましては、感染拡大の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様の生活に大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、引き続き、地域経済の回復や感染症対策に取り組むため、今回も補正予算を計上したところであります。

また、新型コロナウイルス感染症で自宅療養をされている町民の皆様に、食品や日用品の買い物代行を行うなど、困窮者の生活支援に取り組んでいるところであります。

なお、本町のコロナワクチン接種率についてであります。9月5日現在、全対象者1万8,671人に対する接種率は、3回目接種71.3%、4回目接種33.1%となっており、65歳以上の高齢者7,180人に対する接種率は3回目接種88.3%、4回目接種64.2%と接種が進んでおります。また、国の方針に基づき、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に備え、準備を進めているところであります。

町民の皆様におかれましては、一人一人が慎重に行動し、国や道が発表する新型コロナウイルス感染症に関連する正確な情報に基づき、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底されますようお願い申し上げます。

次に、夏のイベントについてであります。一昨年、昨年と新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのイベントが中止を余儀なくされましたが、今年は遠軽がんばろう夏まつり、いくたはらヤマバまつり、まるせつぶ観光まつり、アンジくんのふるさとまつり等が、十分な感染防止対策を取りながら3年ぶりに開催されました。その中で、残念ながら一部中止や縮小となったイベントもありますが、各イベントを主催していただきました各実行委員会をはじめ、関係者の皆様の御協力により開催を待ちわびた多くの町民等にぎわったところであります。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。8月2日から10日までの9日間、東京大学運動会硬式野球部が本町で初めて合宿を行いました。これは7年前から進めてきた誘致活動により実現したもので、合宿中には遠軽高等学校野球部などの練習試合のほか、東大生が町内の中高生を対象に、東大流の勉強方法などを教える遠軽東大塾の開催など、子どもたちの野球力と学力の向上に貢献していただいたところであり、次年度以降もこの合宿が継続されるよう引き続き取り組んでまいります。

このほか、倉敷高等学校ラグビー部などが合宿を行い、8月末までの合宿数は4競技10団体で372人が本町を訪れました。合宿による宿泊人数は延べ1,799人となり、地域の活性化はもとより、地域経済への波及効果も大きく、今後も合宿団体との交流を通して、スポーツの普及や子どもたちのスポーツ力向上など、地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、8月25日から28日まで札幌コンサートホールKitaraで開催されました北海道吹奏楽コンクールについてであります。町内からは高等学校A編成の部に遠軽高

等学校が、中学校C編成の部に南中学校が、小学生の部に東小学校と南小学校が出場し、出場した4校全てが金賞に輝きました。改めて町内の吹奏楽の裾野の広さと、レベルの高さを感じたところでもあります。

さらに遠軽高等学校については、吹奏楽の甲子園こと全日本吹奏楽コンクールの出場を決め、また、南中学校についても東日本学校吹奏楽大会の出場を決めました。大舞台において、両校がベストを尽くし、すばらしい演奏をされることを期待しております。

なお、全国大会等の出場決定に伴い、補正予算の追加提案を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、遠軽町芸術文化交流プラザの開館についてであります。町民の皆様と計画段階から協議を重ね、かねてより建設を進めてきた遠軽町芸術文化交流プラザ、愛称、メトロプラザが完成し、8月26日には開館記念式典を挙行いたしました。式典では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に取り、関係者約200名の御臨席の下、開館テープカット、施設紹介、安彦良和様からイラスト提供を受けましたアートパネル除幕、そして、前日に全国大会の出場を決めました遠軽高等学校吹奏楽局の皆さんによる記念演奏などにより、開館をお祝いしたところでもあります。

また、8月28日には開館記念コンサートとして、陸上自衛隊の中央音楽隊を主体とする合同音楽隊による迫力のある演奏と、京都一力亭による優雅な祝舞が披露され、約600名の観覧者からは盛大な拍手が送られ、こけら落としにふさわしいコンサートとなりました。

改めて、これまで建設に携わっていただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げ、メトロプラザが町の新たなシンボルとして中心市街地のにぎわいを創出し、地域文化の創造とコミュニティーの活性化の拠点として皆様に愛される施設となるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、要望関係についてであります。7月21日には高規格道路旭川・紋別自動車道建設促進期成会として旭川・紋別自動車道の整備促進について、7月21日及び22日には遠軽北見道路整備促進期成会として遠軽北見道路の整備促進について、また、オホーツク圏活性化期成会として管内の懸案事項について、7月26日及び27日には遠軽地区総合開発期成会として遠軽地区3町の懸案事項について、関係省庁及び国会議員に対し要望を行ってまいりました。

また、7月27日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として北海道の自衛隊の体制強化及び地域コミュニティーとの連携について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号令和3年度遠軽町一般会計継続費については、令和3年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号令和3年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものです。

報告第3号令和3年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります青野賢二氏が令和4年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります横田昌弘氏が令和4年11月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員における妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に鑑み、職員の育児休業の取得回数制限を緩和するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正については、社会情勢の変化に伴い、使用料を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、特定有料賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、引用規定を整理するとともに、やまなみ団地駐車場の使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正については、新町定住5号団地23棟の整備に伴い、家賃及び駐車場使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、租税特別措置法の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を改定するため、本条例を定めるも

のです。

議案第10号町道路線の認定については、白滝遺跡指定地域に通じる町道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第11号及び議案第12号の工事請負契約の締結については、令和4・5年度子ども広場整備工事の機械設備及び電気設備について、議会の議決を求めるものです。

議案第13号令和3年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を補正するものです。

歳出については、総務省への自治実務研修生派遣に係る研修旅費、街頭防犯カメラ設置に係る経費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費として、ハイヤー・飲食チケット発行事業補助金及び物価高・原油価格高騰対策特定事業支援金等、保育対策総合支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費、定住促進住宅改修に係る経費等を計上したところです。

議案第15号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、令和3年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算返還金等を計上したところです。

議案第16号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、公共下水道管渠実施設計調査業務委託及び遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事に係る経費を計上したところです。

認定第1号から認定第7号までについては、令和3年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 報告第1号令和3年度遠軽町一般会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第1号令和3年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施

行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

1 ページをお開き願います。

令和3年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、町民センター整備事業につきましては、令和元年度から令和3年度までの3か年で事業を実施したもので、全体計画51億3,650万6,000円に対し、実績50億9,782万9,000円となったものです。遠軽ラジオ局放送機器更新事業につきましては、令和2年度から令和3年度までの2か年で事業を実施したもので、全体計画1億3,904万円に対し、実績1億3,904万円となったものです。

7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業につきましては、令和2年度から令和3年度までの2か年で事業を実施したもので、全体計画3億6,760万1,000円に対し、実績3億6,217万5,000円となったものです。

9款消防費1項消防費、防災用資機材等備蓄施設整備事業につきましては、令和2年度から令和3年度までの2か年で事業を実施したもので、全体計画6億3,250万円に対し、実績6億3,250万円となったものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号令和3年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和3年度遠軽町健全化判断比率について及び日程第6 報告第3号令和3年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第2号令和3年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、令和3年度においては9.5%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、令和3年度においては17.5%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番12として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号令和3年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番12及び14として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和3年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和3年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（杉本信一君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、青野賢二氏が、令和4年12月31日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原安国101番地。氏名、野村克仁氏。生年月日、昭和37年3月22日であります。

野村氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第8 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員、横田昌弘氏が、令和4年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝975番地6。氏名、横田昌弘氏。生年月日、昭和34年3月25日であります。

横田氏は、人格が高潔で教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員と

して任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1の遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当する自治功勞としまして、12年以上遠軽町選挙管理委員会委員の職にありました、遠軽町丸瀬布新町235番地、戸井佳穂様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当する自治功勞としまして、20年以上遠軽町交通安全指導員の職にありますが、遠軽町大通北9丁目2番地35、後藤忠幸様。20年以上遠軽町公営住宅入居者選考委員会委員の職にありますが、遠軽町生田原安国241番地3、米堂征男様。20年以上遠軽町社会教育委員の職にありますが、遠軽町東町2丁目2番地54、藤田琴絵様であります。

3の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功勞としまして、ふるさと振興資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区下井草3丁目5番13号、和久井勇様。

4の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功勞としまして、遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念事業資金として、100万円の御寄附をいただきました、湧別町開盛41番地、遠軽舗道株式会社様。遠軽町芸術文化交流プラザ備品として、屋外型LEDビジョンの御寄附をいただきました、遠軽町大通南1丁目1番地15、遠軽信用金庫様。遠

軽町芸術文化交流プラザ備品として、スリムアームチェア9脚の御寄附をいただきました、遠軽町南町3丁目1番地、遠軽町建設業協会様。まちづくり振興資金として、121万1,000円の御寄附をいただきました、東京都千代田区麴町4丁目2番地、株式会社工営エナジー様であります。

5の遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当する消防功勞としまして、20年以上消防団員として勤続された、遠軽町東町3丁目1番地97、長野晴美様。遠軽町丸瀬布水谷町68番地36、新垣健次様。遠軽町白滝299番地、的場秀太様であります。

以上、自治功勞4件、社会功勞5件、消防功勞3件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

本件は、6月定例議会において議決をいただきました遠軽町公共施設等総合管理計画の改定に伴い、同計画の内容を引用している部分について整合を図るため、遠軽町過疎地域持続的発展計画を変更する必要性が生じたことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

別紙、新旧対照表を御覧ください

変更部分につきましては、遠軽町過疎地域持続的発展計画の1、基本的な事項（8）公共施設等総合管理計画との整合の部分であります。

改定後の遠軽町公共施設等総合管理計画の文言に合わせ、以下のように変更するもので

あります。

本文の7行目から8行目「5つの基本方針を定め、次のとおり」を「施設の更新に係る基本方針を次のとおり定め、」に改め、10行目の「第一に」を削り、公共施設の後に「(建築物)」を加え、20行目の「第二に」を削り、27行目から次ページ40行目までを削除し、41行目の「の基本方針に基づき、」を「で定める施設更新に係る基本方針に基づき、」に改めるものであります。

本変更につきましては、北海道知事との協議を行いまして、本年8月17日付で同意を得ていることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

5番、渡部議員。

○5番(渡部正騎君) 別紙なのですが、こちら下のほうに、変更前では「公共施設に係る現状と課題について町民と意識共有に努める」という文言、こちらが削除になっているのですが、今後このような施設、統廃合も検討していると思うのですが、このようなことについて、この文言が消えるとなると、町民に対してどのような周知を図っていったり町民と意識共有に努めたりするのか、ここら辺の方向性について、町の考えをお伺いいたします。

○議長(杉本信一君) 中原企画課長。

○企画課長(中原 誉君) ただいまの渡部議員の御質問にお答えします。

この過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、この文言というのは公共施設等総合管理計画に合わせて、ここの部分を修正するというものでありまして、公共施設等総合管理計画の中では、住民の意見を反映して公共施設の総合管理を行っていくという位置づけをしておりますので、今回につきましては、形式的に総合管理計画の部分を持ってくるに当たりまして、ここを削除することになったということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長(杉本信一君) 5番、渡部議員。

○5番(渡部正騎君) 念のため確認なのですが、それがこの文言を消したことによって、町の考え、基本的に町民と意識共有を図るという考えには変わらないと、そういう理解でよろしいということで、よろしいでしょうか。

○議長(杉本信一君) 中原企画課長。

○企画課長(中原 誉君) 町の考えが特に変わるという内容ではございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長(杉本信一君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長(杉本信一君) 日程第11 議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本件は、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に鑑み、職員の育児休業等の取得回数制限を緩和するほか、所要の規定を整理するため提案するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定であり、第3号アの(ア)に当該子の出生の日から、第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日を加えることにより、子の出生後57日間以内に育児休業をしようとする場合における非常勤職員の任用見込み期間の要件を緩和するものであります。

次の改正後の第3号イの(ア)及び(イ)につきましては、規定の整理であります。

2ページから3ページにかけての第2条の3は、育児休業をすることができる期間の規定であり、第3号の改正は、子の1歳6か月到達日までを育児休業の期間とする規定で、これまでは1歳到達日の翌日を育児休業の初日としていたものを、配偶者が育児休業を取得している場合はその期間の末日が1歳到達日以後である場合には、1歳到達日に限らず、その期間の末日の以前の日を育児休業の初日とすることができるよう改めるものであります。

また、特別の事情がある場合には、再度の取得を可能とするものであります。

第2条の4は、特に必要と認められる場合、子の2歳到達日まで育児休業をすることができる場合の規定であり、これまでは1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日としてい

たものを、配偶者が育児休業を取得している場合は、その期間の末日が1歳6か月到達日以後である場合には、1歳6か月到達日に限らず、その期間の末日の以前の日を育児休業の初日とすることができるように改めるものであります。

また、特別の事情がある場合には、再度の取得を可能とするものであります。

現行の「第2条の5」は、条を移動するもので、引用する法の改正に伴い、同条を削り「第3条の2」として新たに規定するものであります。

現行の第3条第5号を削ることにつきましては、これまで再度の育児休業を取得する際には、育児休業等計画書の提出を必要としておりましたが、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、同号を削り、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

第11条第6号の改正は、再度の育児休業等の取得時に育児休業等計画書の提出を必要としなくなったことから、育児短時間勤務を取得する際の様式として改めるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則第1項として、この条例は令和4年10月1日から施行するものであります。

附則第2項は、経過措置であり、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第4号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第4号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の規定を整理するため、提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、2枚めくりまして遠軽町手数料条例、新旧対照表をお開き願います。

参考資料の1ページ、別表第6、1の項中「1戸につき、」を削り、1の項の次に新たな表を2の項として加えるものです。

「2 長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査」、「住宅の建築行為なし」、「住宅の戸数が1戸のもの、8万4,000円」、「住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの、19万3,000円」、「住宅の戸数が6戸以上9戸以内のもの、30万6,000円」。これは住宅の建築行為のない場合、既存住宅の認定申請手数料です。

次に、「2」の項を2ページの「3」の項に改め、その次に新たな表を4の項として加えるものです。

「4 長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合）」、「住宅の建築行為なし」、「住宅の戸数が1戸のもの、2万5,000円」、「住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの、4万3,000円」、「住宅の戸数が6戸以上9戸以内のもの、6万9,000円」。これは2の項と同じく住宅の建築行為のない場合、既存住宅の認定申請手数料ですが、あらかじめ民間の評価機関にて事前審査を受けた場合です。

次に2ページに戻りまして、現行3の項（2）中、「1戸につき、」を削り、「3」の項を3ページの「5」の項に改めるものです。

次に4の項中、「第3項第2欄（1）」を「第5項第2欄（1）」に改め、「4」の項を4ページの「7」の項に改めるものです。

次に、5の項に次に新たな表を6の項として加えるものです。

「6 長期優良住宅普及促進法第8条の第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査」、「（1）長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令）第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合」、「1戸につき、1,000円」。

「（2）住宅の建築行為なし（（1）に掲げる場合を除く。）」、「次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額」、「住宅の戸

数が1戸のもの、4万9,000円」、「住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの、10万9,000円」、「住宅の戸数が6戸以上9戸以内のもの、17万4,000円」。これは住宅の建築行為のない場合、既存住宅の変更の認定申請手数料です。

次に5ページ、7の項の次に新たな表を8の項として加えるものです。

「8 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合）」、「住宅の建築行為なし（同表第6項第2欄（1）に掲げる場合を除く。）」、「次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額」、「住宅の戸数が1戸のもの、2万円」、「住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの、3万4,000円」、「住宅の戸数が6戸以上9戸以内のもの、5万5,000円」。これは6の項と同じく、住宅の建築行為のない場合、既存住宅の変更の認定申請手数料ですが、あらかじめ民間の評価機関にて事前審査を受けた場合です。

次に6ページ、8の項の次に新たな表を9の項として加えるものです。

「9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条の第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築計画の変更の認定の申請に対する審査」、「1戸につき、1,800円」。これは認定を受けた者から所有者が変わる場合の地位の継承の承認申請手数料です。

次に、9の項の次に新たな表を10の項として加えるものです。

「10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査」、「1戸につき、1,800円」。これは分譲住宅の場合で、所有が分譲事業者から譲受人への変更となる場合の認定申請手数料です。

別紙の3ページに戻りまして、附則として、この条例は令和4年10月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第5号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 議案第5号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、社会情勢の変化に伴い使用料を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表より御説明いたしますので、参考資料1ページ目をお開き願います。

なお、室料及び宿泊料金表の時間区分は、午前、午後、夜間、一日の時間帯の変更がございませんので、使用区分の数字のみで御説明いたします。

別表第1中、研修室1は「1,300円、2,400円、2,900円、5,700円」を「1,700円、3,100円、3,800円、7,400円」に。

同様に、研修室2は「2,000円、3,600円、4,400円、8,600円」を「2,600円、4,700円、5,700円、1万1,200円」に。

次に、談話室1は、「1,800円、3,300円、3,900円、7,400円」を「2,400円、4,300円、5,100円、9,600円」に。

同様に、談話室2、「6,500円、1万2,400円、1万4,700円、2万8,800円」を「2,400円、4,300円、5,100円、9,600円」に。

宿泊室（和室）は「1,800円、3,300円、3,900円、7,400円」を使用区分の名称を「和室（宿泊以外）」に変更し、使用料は「2,400円、4,300円、5,100円、9,600円」に改正します。

次に小会議室（和室）は、「4,300円、8,400円、9,900円、1万9,200円」を「5,600円、1万1,000円、1万2,900円、2万5,000円」に。

同様に、小会議室（洋室）は「6,500円、1万2,400円、1万4,700円、2万8,000円」を「8,500円、1万6,100円、1万9,100円、3万7,400円」に。

次に大会議室は、「2万4,800円、4万7,500円、5万6,200円、10万9,800円」を「3万2,200円、6万1,800円、7万3,100円、14万2,700円」にそれぞれ改正するものであります。

なお、談話室2は二階の旧サロンでありましたが、昨年、新型コロナウイルス感染症対

策地方創生臨時交付金を有効活用し、創作フレンチKINGとして安心・安全に会食ができるレストランの別室として活用することになったことから、用途を変更し、旧カラオケ室2室をそれぞれ談話室1、談話室2と改め、室料を同額に改正するものです。

次に、センター宿泊料ですが、和室大人1人1泊につき1室1人「5,000円」を「1万円」、1室2人「4,500円」を「9,000円」、1室3人以上「4,000円」を「8,000円」に。

2ページ目を御覧ください。

和室小人1人1泊につき「2,500円」を「5,000円」に、洋室1人室1人1泊につき「6,000円」を「1万2,000円」に、2人室1人1泊につき1室1人「7,500円」を「1万5,000円」に、1室2人「5,200円」を「1万円」に。

次に、特別室2人まで1泊につき「1万6,000円」を「3万2,000円」に、3人以上加算1人1泊につき「3,000円」を「6,000円」に、新たに、洋室「小人」、「1人1泊につき」、「5,000円」の宿泊料金を追加するものです。

備考については、同表備考2及び備考3を削り、同表備考「4」を備考「2」とし、同表備考5を削り、備考「6」を備考「3」とするものです。

次に、別表第3中、洗濯機の使用料ですが「1時間210円」を「10分100円」に改めるものです。

別紙に戻りまして、2ページ目、附則といたしまして、1、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2として、この条例の施行の日前に施行日以降の使用の期間に係る室料及び宿泊料を徴収している場合は、当該室料及び宿泊料は、この条例の相当規定により徴収したものとみなすものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） ノースキングはいつも私もたくさん利用させてもらっています。

それで、宿泊料が一気に、この数字だけ見ると倍に上がってしまっているのですけれども、今の事情は分かるのですが、この備考の欄に書いてあるように、今までの分は曜日によって値段が変わるようなことが書いてあるのですけれども、これからなのでも、もう少し、全部倍になっているのですけれども、柔軟性を持たせて運営するということはどうなのでしょうかとというまず質問です。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 戸松議員の質問にお答えしたいと思います。

まず社会情勢の変化に伴い、また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、原油、原材料、それから価格高騰や急激な円安等により仕入れ価格が上昇していることから、ホテルノースキング、また、レストランを含めた全体の稼働率が低下したことも含め、今回

の条例を変更しているところであります。また、この条例を改正することにより、上限額を上げることで土日や繁忙期、また、閑散期に柔軟な対応ができるように条例を改正するものであります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） もう一つなのですけれども、町民がとても利用させてもらっているお風呂のほうについては、値上げは今のところないということではよろしいのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 令和2年に改正しているので、今のところはございません。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第14 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第6号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第6号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、特定有料賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、引用

規定を整理するとともに、やまなみ団地駐車場の使用料を定めるため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、1枚めくりまして、遠軽町町営住宅管理条例、新旧対照表をお開き願います。

参考資料の1ページ、第62条第2号中、「第26条第5号」を「第26条第6号」に改めるものです。

次に、別表第2中、名称「豊里団地駐車場」、所在地「遠軽町豊里」、駐車場使用料「1,200円」の次に、名称「やまなみ団地駐車場」、所在地「遠軽町丸瀬布新町」、駐車場使用料「1,000円」を加えた表に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第7号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第7号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、新町定住5号団地23棟の整備に伴い、家賃及び駐車場使用料を定めるため、提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、1枚めくりまして遠軽町定住促進住宅管理条例、新旧対照表をお開き願います。

参考資料の1ページ、別表第1中、住宅の名称を改め、改正後の新町定住5号団地20棟の次に、新町定住5号団地23棟AタイプからFタイプを加えるもので、表に沿って御説明いたします。

「新町定住促進住宅2棟」を「新町定住1号団地1・2棟」に改め、次に「新町定住促進住宅3棟」を「新町定住2号団地3棟」に改め、次に「新町定住促進住宅7・8・9棟」を「新町定住3号団地8棟」に改め、次に「新町定住促進住宅10棟」を「新町定住4号団地10棟」に改め、次に「新町定住促進住宅13棟」を「新町定住4号団地13棟」に改め、次に「新町定住促進住宅19棟」を「新町定住5号団地19棟」に改め、次に「新町定住促進住宅20棟」を「新町定住5号団地20棟」に改め、次に「新町定住5号団地23棟Aタイプ、遠軽町丸瀬布新、6万7,300円」を加えます。次に「新町定住5号団地23棟Bタイプ、遠軽町丸瀬布新町、4万6,600円」を加えます。次に「新町定住5号団地23棟Cタイプ、遠軽町丸瀬布新町、3万5,000円」を加えます。次に「新町定住5号団地23棟Dタイプ、遠軽町丸瀬布新町、3万1,500円」を加えます。次に「新町定住5号団地23棟Eタイプ、遠軽町丸瀬布新町、2万3,200円」を加えます。次に「新町定住5号団地23棟Fタイプ、遠軽町丸瀬布新町、2万200円」を加えます。次に「新町定住促進住宅21棟」を「新町定住6号団地21棟」に改め、次に「西町定住促進住宅4棟」を2ページ「西町定住団地4・5棟」に改め、次に1ページ「天神定住促進住宅11棟」を2ページ「天神定住団地11棟」に改め、次に1ページ「天神定住促進住宅14棟」を2ページ「天神定住2号団地14棟」に改め、次に1ページ「天神定住促進住宅16棟」を2ページ「天神定住2号団地16棟」に改め、次に1ページ「天神定住促進住宅22棟」を2ページ「天神定住2号団地22棟」に改め、次に1ページ「上武利定住促進住宅6・17棟」を2ページ「上武利定住団地6・17棟」に改め、次に「上武利定住促進住宅15棟」を「上武利定住2号団地15棟」に改めるものです。

次に、別表第2中、名称「林友定住促進住宅A・B・C棟駐車場」、所在地「遠軽町生田原」、駐車場使用料「1,000円」の次に、名称「新町定住5号団地23棟駐車場」、所在地「遠軽町丸瀬布新町」、駐車場使用料「1,000円」を加えた表に改めるものです。

別紙の2ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和4年10月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします

す。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長(杉本信一君) 日程第16 議案第8号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長(中原 誉君) 議案第8号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、本年3月31日に公布された租税特別措置法の一部改正に伴い、遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例中で引用されている同法の規定について項ずれが生じているため、当該条文の改正を行うものであります。

次のページの別紙をお開きください。

こちらにつきましては、遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、次ページの参考資料、新旧対照表を御覧ください。

条例第2条中、「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」にそれぞれ改めるものであります。

別紙にお戻りいただきまして、附則としまして、施行期日につきましては公布の日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 9 号

○議長（杉本信一君） 日程第 17 議案第 9 号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（堂前政好君） 議案第 9 号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を改定するため、提案するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第 4 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続に関する規定であり、第 2 号アは、選挙運動用自動車の借入れの限度額である「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に、同号イは、燃料代の限度額である「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改めるものであります。

第 8 条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続に関する規定であり、選挙運動用ビラの 1 枚当たりの単価の限度額である「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改めるものであります。

第 1 1 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続に関する規定であり、選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの単価の限度額である「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、企画費の「1 0 万 5, 0 0 0 円」を「1 0 万 7, 0 0 0 円」に改めるものであります。

別紙に戻っていただき、附則第 1 項として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

附則第 2 項は適用区分であり、この条例による改正後の遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであります。

以上で、を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長(杉本信一君) 日程第18 議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長(井上隆広君) 議案第10号町道路線の認定について御説明いたします。

本案は、白滝遺跡指定地域に通じる町道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

認定する町道の路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりでございますが、詳細につきましては赤番3の町道路線の認定に関する資料により御説明いたします。

それでは、赤番3の1ページをお開き願います。

路線認定位置図でありまして、黒色太線が対象区間であり、丸印が起点、矢印末端が終点です。

2ページは、その詳細図で図面上段が認定前、下段が認定後となります。起点、奥白滝37号天狗平線の曲がり角から国道450号旭川・紋別自動車道に係る天狗平跨道橋を通り、終点、白滝遺跡指定地域までを認定するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 11 号

○議長（杉本信一君） 日程第 19 議案第 11 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第 11 号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 4・5 年度子ども広場整備工事（機械設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約の金額は 6,765 万円であります。

契約の相手方は、栄管・ウエノ特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町 4 丁目 1 番地 55、栄管工業有限会社、代表取締役以西善一。構成員、遠軽町大通南町 2 丁目 3 番地 8、有限会社ウエノ、代表取締役大西孝広であります。

この工事につきましては、8 月 25 日、有限会社三宮商会ほか 6 社により指名競争入札を行いまして、栄管・ウエノ特定建設工事共同企業体が 6,765 万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、37 番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、栄管・ウエノ特定建設工事共同企業とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後工事請負契約を締結し着工の上、令和 5 年 11 月 10 日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 11 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 12 号

○議長（杉本信一君） 日程第 20 議案第 12 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第12号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和4・5年度子ども広場整備工事（電気設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約の金額は5,879万5,000円であります。

契約の相手方は、工藤・北海特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役工藤英高。構成員、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役福家貢であります。

この工事につきましては、8月25日、遠軽電機株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、工藤・北海特定建設工事共同企業体が5,879万5,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、38番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、工藤・北海特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和5年11月10日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 今の子ども広場についてですが、議案11号と12号若干関連しますので、まとめて質問させていただきます。

この工事につきましては、総務・文教常任委員会でも若干説明がありましたけれども、再度質問させていただきます。

今回、この本体工事が入札が執行延長になっている中で、なぜ電気工事と機械設備は入札を執行しなければならなかったのかと、本体工事が再度入札を行う場合には、当然設計変更、設計内容、条件、明示等変更になるかと思えます。なるはずで、でないといけませんので。そうなったときに、当然電気関係・設備関係にも設計の内容が変わることによって条件が変わってくると思えますので、なぜこの時期であえて電気設備と機械関係を入札しなければならなかったかについて伺います。

○議長（杉本信一君） 内野技監。

○経済部技監（内野清一君） ただいまの佐藤登議員の質問にお答えいたします。

今、質問の中には2点あったと思いますが、1点は本体工事のほうが入札されない中

で、電気工事、それから機械設備の工事を先に発注した理由、それと2点目としては、本体工事のほうがこの後再入札ということで執行されますが、そこで内容が変わることによってこちらの電気工事、それから機械設備工事のほうに影響はないのかという、この2点の質問ということでよろしいでしょうか。

まず1点目の先に電気工事、機械設備、こちらのほうの入札を進めた件ですが、現在、特に機械設備の部品供給などの部分が遅れている状況は、コロナ禍にあってかなり改善はされてはきておりますが、2年前のコロナ禍の前の水準にまではまだ戻っていない状況でして、先に発注をし、資材などの調達に時間を要するものですから、先に電気工事、それから機械工事のほうの発注を予定どおり進めたというのが1点です。

2点目のこの後の本体工事の設計変更に伴って影響がないのかというところですが、今回はその本体建築主体の工事のほうは、複数の入札参加者のほうから辞退ということで、入札を延期せざるを得なかったわけですが、内容を精査したところ、建築主体に係る資材の高騰ですとか、そういった部分が町の方で示した予定価格との乖離があったように調査した中で分かりましたので、その分については今後追加議案のほうを予定しておりますので、そちらでまた説明をさせていただきますが、こちらの電気工事、それから機械設備工事のほうには直接影響はないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 今、技監の答弁のとおり、電気、機械等については大きな内容変更はないという想定の下ということで。

それと、工期が来年の5年11月10日ということになりますけれども、これも建築本体工事によって左右されるかと思っておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉本信一君） 内野技監。

○経済部技監（内野清一君） 先ほどの答弁と重なるところがございますが、この事業につきましては2か年度にまたがる事業でありまして、完成までの間にこの世界的な物価上昇の動向の中でいきますと、まだまだ予断を許さないというところも心配されるところですけれども、工期の延長につきましては現段階では考えておりませんので、この11月10日までに完成を目指していくところですが、先ほど言いましたように、一方で、まだまだこの状況がどうなるか分からないところがありますので、見通せないところにつきましては、その都度柔軟に対応しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

8番、佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 今の9番佐藤登議員の質問にちょっと関連するかと思うのですが、その建築主体の契約のほうの延期の影響が、これから実際に遊具とかも案が示さ

れていますけれども、そういったものを調達するとか、後々の影響は出てこないのかどうかというのが心配なのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 内野技監。

○経済部技監（内野清一君） 先ほどの答弁のほうとまた重なる部分ございますが、先行きが見えないところも確かにございますが、今の段階では、その納期などについては順調に進んでくるのではないかというふうに考えておりますので、影響はないというふうに思っておりますが、先ほどと同じような繰り返しになりますが、ちょっとこの先どうなるか分かりませんので、その都度状況が変わりましたら議会のほうにも説明をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第13号

○議長（杉本信一君） 日程第21 議案第13号令和3年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第13号令和3年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

令和3年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1億1,610万5,605円のうち、9,500万円を減債積立金に積み立ていたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号令和3年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長(杉本信一君) 再開いたします。

◎日程第22 議案第14号及び日程第23 議案第15号まで

○議長(杉本信一君) 日程第22 議案第14号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)、日程第23 議案第15号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長(今井昌幸君) 議案第14号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,726万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億3,746万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に4,465万1,000円を追加、2項国庫補助金に5,798万6,000円を追加し、総額を15億3,091万5,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金を1,111万7,000円減額し、総額を13億9,260万5,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,337万1,000円を追加し、総額を1億3,417万3,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に208万円を追加し、総額を10億9,258万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1億4,024万5,000円を追加し、総

額を3億6,185万9,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に555万3,000円を追加し、総額を1億7,567万円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に450万円を追加し、総額を25億6,690万円とするものです。

これにより、歳入合計172億8,019万3,000円に2億5,726万9,000円を追加し、総額を175億3,746万2,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に5,151万円を追加し、総額を34億8,460万3,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に86万4,000円を追加、2項児童福祉費に175万円を追加し、総額を32億655万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に7,517万4,000円を追加し、総額を16億3,815万9,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に76万7,000円を追加し、総額を8億7,548万4,000円とするものです。

8款土木費につきましては、6項住宅費に2,504万1,000円を追加し、総額を19億2,834万9,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費に1億216万3,000円を追加し、総額を25億5,538万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計172億8,019万3,000円に2億5,726万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の175億3,746万2,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業から過疎地域持続的発展特別事業までの限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員研修事業275万9,000円につきましては、自治実務研修生として、職員1名を1年間、総務省に派遣する研修旅費を計上するものです。

6目企画費につきましては、財源の振替です。

10目自治振興費、防犯推進事業250万9,000円につきましては、街頭防犯カメラ設置に係る指定寄附があったことから、1条通北1丁目から1条通北9丁目までの交差

点5か所に街頭防犯カメラを設置する経費を計上するもので、電気料9,000円、工事請負費250万円を追加するものです。

13目ジオパーク推進費につきましては、財源の振替です。

14目諸費、税外収入還付1,600万円につきましては、障害者医療費負担金ほか国庫負担金等の令和3年度分精算による返還金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金16件、337万1,000円を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業2,687万1,000円につきましては、感染症対策に係る経費を計上するもので、消耗品費は町が実施する新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事する看護師が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった場合、通常5日間待機するところを抗原定性検査を実施し、陰性確認ができれば3日目で待機解除することも可能となることから、円滑な予防接種体制を確保するため、抗原定性検査キット購入に係る経費16万5,000円を追加するものです。その他使用料は、GIGAスクール構想により導入した小中学校のタブレット端末に家庭に持ち帰り学習する際のフィルタリングを導入するための経費600万6,000円を計上するものです。地域消費喚起支援事業補助金は、各地域での消費喚起のため、商工関係団体が独自に実施する事業に対し支援するため、100万円を計上するものです。ハイヤー・飲食チケット発行事業補助金は、コロナ禍における物価高・原油価格高騰により経済的に影響を受けている特定の事業者の利用促進を図るため、ハイヤー代及び午後7時以降に開店する飲食店で使用できるチケットを20歳以上の希望者に配付するもので、ハイヤー代500円分、飲食代1,000円分をワンセットとし、5,000セットを発行する事業費750万円、事務処理、チケット印刷等に必要な事務費120万円を合わせ、870万円を計上するものです。物価高・原油価格高騰等対策特定事業支援金は、コロナ禍における物価・高原油価格高騰により経済的に影響を受けているハイヤー事業、運送事業者、クリーニング事業者の事業継続を支援するため、1,100万円を計上するものです。

11ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業につきましては、介護保険特別会計繰出金27万円を追加するものです。

2目障害者福祉費、障害者総合支援事業につきましては、障がい者福祉システム改修業務委託料59万4,000円を追加するものです。

13ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業につきましては、国の保育環境改善等事業費補助金を受け、認定こども園2施設への補助金各50万円と、国の保育所等業務効率化推進事業ICT化推進事業補助金を受け、認定こども園1施設への補助金75万円、合わせて175万円を計上するものです。

15ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、財源の振替です。

3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業7,517万4,000円につきましては、10月以降のワクチン接種体制の確保に必要な経費を追加するものです。会計年度任用職員の任用に係る経費として、報酬743万4,000円、給料328万3,000円、職員手当等に時間外及び休日勤務手当、期末手当、通勤手当、退職手当を合わせ272万2,000円。共済費に、職員共済組合負担金、職員共済組合追加費用負担金、福祉協会負担金、報酬職社会保険料、給料職社会保険料合わせ119万5,000円を追加。報償費に、予防接種健康被害調査委員会委員報償費、ワクチン接種への協力者に対する謝礼金を合わせ11万2,000円を追加。旅費に、会計年度任用職員及び委員への費用弁償13万2,000円を追加。需用費に、消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費を合わせ333万7,000円を追加。役務費に、通信運搬費及び手数料を合わせ276万7,000円を追加。委託料につきましては、ワクチン接種券等作成業務委託料35万2,000円、ワクチン配送業務委託料19万9,000円、超低温冷蔵庫管理業務委託料4万9,000円、ワクチン接種委託料4,465万1,000円、感染症産業廃棄物処理業務委託料2万5,000円、ワクチン接種コールセンター業務委託料561万円を追加。使用料及び賃借料に、自動車借上料及び事務機器借上料合わせ44万1,000円を追加。負担金、補助及び交付金に、医療従事者派遣経費や医療機関借り増し経費として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金286万5,000円を追加するものです。

17ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、ふるさとの駅管理事業76万7,000円につきましては、JR北海道が管理している白滝駅舎の屋根塗装に併せて、駅舎と併設している白滝ふるさとの駅の屋根を塗装するための経費を計上するものです。

19ページをお開き願います。

8款土木費6項住宅費1目住宅管理費、定住促進住宅管理事業2,504万1,000円につきましては、遠軽厚生病院から譲渡された丸瀬布地域の職員住宅を定住促進住宅に改修するもので、需用費に、共用部及び電灯の電気代6万8,000円。役務費に、消防用設備等点検、地下タンク点検に係る手数料17万3,000円。工事請負費に、新町定住5号団地定住促進住宅改修工事2,400万円。補償、補填及び賠償金に、既存の定住促進住宅から移転した場合の補償金80万円を計上するものです。

21ページをお開き願います。

12款公債費1項公債費1目元金、公債費償還元金1億70万円につきましては、NTT東日本による民設民営方式で、高度無線環境整備推進事業として、光ファイバー網の整備を行い、令和4年度において全ての工事が完了したところですが、事業の実績において遠軽町が支払うべき負担金に1億70万円の減額が生じたため、令和3年度に借入れ済みの起債について、1億70万円を繰上償還するため計上するものです。

3目公債諸費、公債費償還諸費146万3,000円につきましては、高度無線環境整備推進事業における借入金の繰上償還に伴う補償金を計上するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金4,465万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,670万6,000円及び文化芸術振興費補助金82万5,000万円を計上。

2目民生費国庫補助金につきましては、障害者総合支援事業費補助金29万7,000円、保育対策総合支援事業費補助金100万円を計上。

3目衛生費国庫補助金2,915万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金136万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加です。

5目商工費道補助金につきましては、木質バイオマスエネルギー利用施設整備事業補助金の交付決定による1,248万2,000円の減額です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金337万1,000円は、まちづくり振興資金として9件、282万1,000円、社会福祉振興資金として2件、20万円、観光振興資金として1件、5万円、教育振興資金として2件、20万円、芸術文化交流プラザ振興資金として1件、5万円、青少年スポーツ振興資金として1件、5万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,000万円につきましては、遠軽高等学校部活動支援資金として、1件の企業版ふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり振興基金繰入金208万円につきましては、まちづくり振興基金繰入金の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1億4,024万5,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入5目過年度収入409万円につきましては、障害者自立支援給付費負担金ほか、国及び道負担金の3年度事業に係る精算受入によるものです。

6目雑入146万3,000円につきましては、高度無線環境整備推進事業における借入金の繰上償還に係る補償金相当額をNTT東日本が負担するため、計上するものです。

22款町債1項町債1目総務債につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業債110万円、中心市街地活性化事業債170万円の追加。

5目商工費につきましては、生田原コミュニティセンター整備事業債130万円の追加。

9目過疎地域持続的発展特別事業債40万円の追加です。

補正予算の主要な事業の概要につきましては、補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 1時5分まで休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） お手元の赤番4、令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）に関する資料を御覧願います。

1枚お開き願いまして、防犯推進事業、街頭防犯カメラ設置工事に係る図面になります。

設置箇所につきましては、1条通北1丁目から9丁目まで、街灯防犯カメラを5組設置いたします。周辺の六つの自治会などには、設置の説明と同意を6月までに終えています。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第15号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,972万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億9,649万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に26万9,000円を追加し、総額を5億5,016万3,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に27万円を追加し、総額を3億6,174万8,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に1,918万8,000円を追加し、総額を1,918万9,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億7,676万3,000円に1,972万7,000円を追加し、総額を21億9,649万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 5 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 4, 3 1 2 万円とするものです。

6 款諸支出金につきましては、1 項償還金及び還付加算金に 1, 9 1 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額を 1, 9 7 9 万 8, 0 0 0 円とするものです。

これにより、歳出合計 2 1 億 7, 6 7 6 万 3, 0 0 0 円に 1, 9 7 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 2 1 億 9, 6 4 9 万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般管理費 5 3 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 1, 9 1 8 万 8, 0 0 0 円の追加につきましては、令和 3 年度介護給付費及び介護保険災害等臨時特例補助金の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目介護保険事業費補助金 2 6 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の追加であります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 2 7 万円の追加につきましては、介護保険システム改修業務の追加に伴う事務費一般会計繰入金の追加であります。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1, 9 1 8 万 8, 0 0 0 円の追加につきましては、介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案 2 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第 1 4 号の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、9 ページ、1 0 ページ。

5 番、渡部議員。

○5 番（渡部正騎君） 9 ページの 2 款 1 項 1 6 目新型コロナウイルス感染症対策費の中の新型コロナウイルス感染症対策事業のその他使用料について、質問させていただきます。

こちら、説明ではG I G Aスクールのタブレットのフィルタリング料ということでしたけれども、委員会で説明あったのは3年間のフィルタリングの利用料ということでした。

こちら国庫支出金が割り当てられていると思うのですが、フィルタリング3年間使えるということで、4年目はどのようにこのフィルタリングの使用料を支払うことを検討しているのか。できれば国庫支出金を使えればいいかなと思っているのですが、今後のフィルタリング使用料の町の考えをお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この使用料につきましては、1台当たり年間1,400円を全児童生徒分の1,300台に導入することとして、3年分掛ける税としまして600万6,000円を計上しております。この3年間の積算につきましては、ギガ端末の耐用年数ですとか臨時交付金の予算額の調整の中で3年ということで積算をしておりますので、御理解いただきたいと思ます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 5番、渡部議員。

○5番（渡部正騎君） ということは、タブレットの耐用年数も含めてということですが、4年後、タブレットの購入のときに再度フィルタリングも含めて検討するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 現在のところ、4年度以降につきましては今後検討になると思ますけれども、フィルタリングにつきましては必須というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） 実は同じ質問です。2款1項16目13節の使用料及び賃借料の関係、今、同僚議員がG I G Aスクールのタブレットの話しました。

実は私もちょっと調べまして、この端末のフィルタリングのソフトというものはどういうものなのか、そして、それは児童生徒にどのような影響があるのかを聞きたくて質問しました。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

児童生徒用端末のフィルタリングソフト導入につきましては、G I G Aスクール構想で配備した1人1台端末を通常時、または現在コロナ禍ですけれども、コロナ禍を含め自宅等へ持ち帰った際に、安心・安全に利用できるようフィルタリングソフトを導入する経費を計上しているものでございます。

フィルタリングソフトを導入することにより有効となる機能としては、有害サイトへのブロック、インターネットアクセスの制限、また、アクセス状況の確認・把握ができるこ

ととなり、端末を活用する上で安全性の確保につながると考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） 内容は分かりました。

そこで、今回の事業費なですけれども、新型コロナウイルス感染症事業ということになっています。これとこのフィルタリングソフトとのつながりというのは、どのように考えられていますか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） コロナ予算との関連ということでの御質問だと思いますけれども、通常時自宅への持ち帰りのほか、新型コロナウイルス感染症を起因とした学級閉鎖、学校閉鎖、また、コロナ陽性となった場合や濃厚接触者となった場合など、登校ができない場合についても端末を持ち帰る場合がございますので、この新型コロナウイルス感染症対策事業として、ソフトの導入を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 続きまして、3款民生費、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、15ページ、16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、17ページ、18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、19ページ、20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12款公債費、21ページ、22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16款道支出金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18款寄附金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19款繰入金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 21款諸収入、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 22款町債、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6款諸支出金、10ページ、11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 8款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 9款繰越金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第14号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第16号

○議長(杉本信一君) 日程第24 議案第16号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第16号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第2条は、予算第4条本文括弧書き中、「3億9,366万8,000円」を「3億9,372万5,000円」に、「1,972万1,000円」を「1,977万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項事業債に2,730万円を追加、第2項国庫補助金に2,590万円を追加し、総額を5億1,366万1,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費に5,325万7,000円を追加し、総額を9億738万6,000円とするものです。

第3条は、予算第6条の表起債の限度額の欄中、「2億1,280万円」を「2億4,010万円」に改めるものです。

第4条は、予算第10条に定めた利益剰余金処分量「1億2,869万1,000円」を「1億2,874万8,000円」に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に5ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債2,730万円につきましては、公共下水道管渠実施設計調査業務委託及び遠軽下水処理線最初沈殿池設備更新工事に係る下水道事業債の追加です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金2,590万円につきましては、公共下水道管渠実施設計調査業務委託及び遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事に係る社会資本整備総合交付金の追加です。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費17節委託料2,450万円につきましては、公共下水道管渠実施設計調査業務委託の追加によるもの。

2目処理場整備費23節工事請負費2,875万7,000円につきましては、遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事の追加によるものです。

工事の内容につきましては、赤番5、令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する資料により説明いたします。

資料の1ページ及び2ページを御覧願います。

処理場工事の位置図と平面図です。

①遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事は、水処理施設にある平成11年度に設置したN o. 3汚泥掻寄機1台を更新するもので、令和5年度事業として補助要望しておりましたもので、機械の状態が悪化し早急な対応が必要であることから、令和4年度の実施の可否について北海道と協議をした結果、了承を得ることができましたので、今回提案するものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

これより、議案第16号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

◎日程第25 認定第1号から日程第31 認定第7号まで

○議長（杉本信一君） 日程第25 認定第1号令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第2号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第3号令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第4号令和3年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第5号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第6号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、日程第31 認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者。

○会計管理者（奥山隆男君） 地方自治法第233条第3項の規定による令和3年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について御説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番6、7及び9から10までの5冊でございます。

赤番6は、一般会計及び特別会計におけます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書及び財産に関する調書。赤番7は、歳入歳出決算概要説明書。赤番9は、地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番10は歳入歳出決算審査意見書。赤番11は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

赤番6、歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の1ページから4ページまでは、歳入に係る款及び項における決算額となります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計、215億9,270万9,913円。

右列、不納欠損額合計、130万8,513円。

収入未済額合計、2億4,589万2,893円。

なお、一般会計及び各特別会計における収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番7、歳入歳出決算概要説明書の19ページから27ページまで、4、町税等収入未済額比較表及び5、収入未済額調書、6、不納欠損額調書にそれぞれ記載してございます。後ほど御覧願います。

決算書に戻りまして、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額となります。

8ページをお開き願います。

8ページ左列、支出済額の歳出合計は203億3,708万1,638円。

翌年度繰越額合計、6億3,268万4,000円。

不用額合計、9億835万9,362円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額12億5,562万8,275円、このうち4億9,100万円につきましては、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきます

が、9ページから216ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書についてでございます。217ページをお開き願います。

217ページ表中、実質収支額は9億8,127万2,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億9,100円でございます。

続きまして、認定第2号令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の218ページをお開き願います。

218ページ、219ページは歳入に係る決算額で、219ページ、収入済額の歳入合計は20億8,547万4,016円。

不納欠損額合計、362万4,647円。

収入未済額合計、6,626万8,706円。

220ページをお開き願います。

220ページ、221ページは歳出に係る決算額となり、221ページ、支出済額の歳出合計は20億7,500万7,620円。

翌年度繰越額合計は、ゼロ円。

不用額合計、1億1,763万9,380円。

220ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、1,046万6,396円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、これは222ページから245ページでございますが、こちらにつきまして詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、246ページをお開き願います。

246ページ表中、実質収支額は1,046万6,000円であります。

次に、認定第3号令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

247ページをお開き願います。

247ページ、248ページは歳入に係る決算額で、248ページ、収入済額、歳入合計3億5,253万2,863円。

不納欠損額合計、12万900円。

収入未済額合計、184万8,000円。

249ページをお開き願います。

249ページから250ページは歳出に係る決算額で、250ページ、支出済額、歳出合計3億4,982万8,777円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、496万1,223円。

249ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、270万4,086円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、251ページから260ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、261ページをお開き願います。

261ページ表中、実質収支額は270万4,000円であります。

次に、認定第4号令和3年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の262ページをお開き願います。

262ページ、263ページは歳入に係る決算額で、263ページ、収入済額、歳入合計20億8,662万6,362円。

不納欠損額合計、46万1,200円。

収入未済額合計、384万6,922円。

264ページをお開き願います。

264ページ、265ページは歳出に係る決算額でございます。265ページ、支出済額、歳出合計19億9,606万134円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、2億2,777万8,866円。

264ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、9,056万6,228円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、266ページから289ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、290ページをお開き願います。

290ページ表中、実質収支額は9,056万6,000円であります。

次に、認定第5号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の291ページをお開き願います。

291ページ、292ページは歳入に係る決算額で、292ページ、収入済額の歳入合計3,615万8,837円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円。

次に、293ページをお開き願います。

293ページ、294ページは歳出に係る決算額となっております。294ページ、支出済額の歳出合計3,611万5,502円。

翌年度繰越額の合計、ゼロ円。

不用額の合計、215万8,498円。

293ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は4万3,335円。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、295ページから302ページまでにつきまして、こちらは詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、303ページをお開き願います。

303ページ表中、実質収支額は4万3,000円であります。

次に、304ページから312ページは、令和3年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載をしております。詳細については省略させていただきます。

次に、別冊赤番7、令和3年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧願います。

1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表でございます。

2ページから10ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較をしたものです。

11ページから18ページは、各款の中で節の占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳でございます。

次に19ページは、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未済額について、前年度と比較したものです。

20ページから24ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳でございます。

25ページから28ページは不納欠損額調書で、令和3年度における不納欠損額の年度別内訳でございます。

29ページから30ページは給与費決算調書で、各項における給与費の内訳でございます。

31ページ、32ページは公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について目的別及び借入先別に分類をしたものです。

33ページ、34ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの12基金の内訳でございます。

34ページ、決算年度末現在高（J）の合計は、54億9,693万849円、また、本年5月末現在高（Q）の合計は、100億9,532万5,831円となっております。

次に、令和3年度定額運用基金運用状況につきまして、35ページは土地開発基金の運用状況、36ページは奨学資金貸付基金運用状況、37ページは旭川医科大学医師養成確保学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、目的税の用途につきまして、38ページは入湯税及び都市計画税、39ページから40ページは、引上げ分に係る地方消費税の内訳となっております。お目通しをお願いいたします。

その他、お手元の資料、赤番9、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番10、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番11、基金運用状況審査における監査委員の意見書、こちらにつきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、令和3年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による令和3年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号令和3年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番8、令和3年度遠軽町企業会計決算書及び赤番13、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書としての令和3年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

初めに、認定第6号令和3年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

赤番8の令和3年度遠軽町企業会計決算書の1ページを御覧願います。

1ページから4ページまでは、令和3年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページから2ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額5億6,705万1,503円です。下段は支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費まで合わせて、決算額5億4,377万2,973円です。

3ページから4ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項固定資産売却代金までを合わせて、決算額1億4,997万1,383円です。下段は支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額3億5,470万9,020円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億473万7,637円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,357万172円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,116万465円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で、当年度純利益は872万7,402円となっております。

6ページから7ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

8ページから12ページまでは、令和4年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

決算書の38ページをお開き願います。

38ページから41ページまでは、令和3年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

38ページから39ページまでの上段は、収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額9億6,436万2,945円です。下段は支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億1,799万4,090円です。

40ページから41ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金及び負担金までを合わせて、決算額3億4,332万2,360円です。下段は支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせ、決算額7億2,287万3,263円です。

なお、建設改良費627万円を地方公営企業法第26条の規定により、翌年度に繰り越しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億7,955万903円は、過年度分損益勘定留保資金1,496万9,621円、当年度分損益勘定留保資金2億7,183万6,812円、繰越利益剰余金処分数330万1,931円、減債積立金8,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額616万4,882円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額327万7,657円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、42ページの損益計算書で、当年度純利益が3,940万8,947円となっております。

43ページから44ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

45ページから49ページまでは、令和4年3月31日現在の貸借対照表です。

50ページからは、決算附属書類として事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

そのほか、お手元の資料、赤番13の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、認定第6号令和3年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定についての説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

一括上程しました令和3年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に山本議員、副委員長に5番渡部議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一
署名議員 山本 悟
署名議員 竹中 裕志